

金銭トラブル

返済に困ったらまず「司法書士」に相談！

～ 奨学金の請求、借金の返済、家賃滞納など ～

請求に頭を悩ませているならば、「**くらしの法律家**」である**司法書士**に相談をして、解決に向けて行動をとってみましょう！司法書士は、140万円以内の民事紛争に関する代理、これを超える場合の裁判所へ提出する書類の作成を業務として行う国家資格を得た専門家です。

ずっと請求を受けていなかった**借金の支払いの督促**が来た・・・

長い間、請求を受けていない場合には、消滅時効という制度により、支払う必要がなくなることがあります。ただし、相手方に支払いを約束するなどの対応をすると、この制度が使えなくなることもあるので、対応は慎重にする必要があります。相手方に連絡をする前に、**司法書士**にご相談ください。

給料が下がってしまい、借りている**部屋の賃料の支払**を滞らせている・・・

部屋を借りるという契約は長期間継続することを前提にしていますので、支払を滞らせたからといって、直ちに明け渡す必要があるとは限りません。ただし、長期間支払いを滞らせると、いずれ明け渡さざるを得なくなるでしょう。生活を維持することを最優先に考えなくてはなりません。今とることができる最善の方法を一緒に考えます。**司法書士**にご相談ください。

就職できず、**奨学金の支払い**に頭を悩ませている・・・

奨学金の制度には、一定の要件があるものの、猶予や免除を受けることができるものもあります。また、奨学金を借りる際に、お願いした保証人への影響を考えて悩まれている方もいらっしゃるでしょう。今置かれた状況の中でどのようにすれば一緒に考えます。**司法書士**にご相談ください。

相談日時 平成27年2月の平日午後2時～5時
ご相談は、☎54-289-3704（司法書士総合相談センターしずおか）まで
お気軽にお電話下さい。司法書士のご紹介もしています！